告 示

埼玉県告示第七百十七号

表する。 正予算(第二号)及び令和四年度埼玉県一般会計補正予算(第三号)を地方自治法埼玉県議会令和四年六月定例会において議決された令和四年度埼玉県一般会計補 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百十九条第二項の規定により、 次のとおり公

令和四年七月八日

埼玉県知事 大 野 元 裕

令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第2号)

令和4年度埼玉県一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,470,490千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,231,208,751千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為の補正)
- 第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款			項						補 正 前 の 額	補 正 額	計		
9 国	庫 支	出	金							350, 785, 169	2, 468, 316	353, 253, 485	
				2	国	庫	補	助	金	226, 845, 984	2, 468, 316	229, 314, 300	
13 繰	越		金							500,000	174	500, 174	
				1	繰		越		金	500,000	174	500, 174	
15 県			債							200, 128, 000	2,000	200, 130, 000	
				1	県				債	200, 128, 000	2,000	200, 130, 000	
	歳	J	Λ		合		計			2, 228, 738, 261	2, 470, 490	2, 231, 208, 751	

歳 出

補正前の額 計 款 項 補 正 額 2 総 務 費 91, 436, 722 92, 539, 828 1, 103, 106 画 費 2 企 7, 620, 992 428,800 8, 049, 792 4 環 境 費 8, 694, 953 674, 306 9, 369, 259 生 3 民 費 426, 676, 728 131,630 426, 808, 358 会 福 祉 費 1 社 308, 867, 494 308, 907, 940 40, 446 童 福 祉 費 105, 648, 736 81, 373 105, 730, 109 3 生 保 護 費 12, 113, 132 9,811 12, 122, 943 生 費 4 衛 249, 855, 823 13, 212 249, 869, 035 2 環 境 衛 生 費 4, 174, 611 13, 212 4, 187, 823 6 農 林 水產業費 22, 165, 820 594, 262 22, 760, 082 1 農 業 費 7, 407, 757 486, 810 7, 894, 567 3 畜 産 業 費 1, 420, 399 1, 527, 851 107, 452 7 商 工 費 40, 515, 456 389, 315 40, 904, 771 1 商 工 業 費 40, 086, 215 96, 250 40, 182, 465 2 観 光 費 429, 241 293, 065 722, 306

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計		
10 教 育 費		491, 781, 175	94, 065	491, 875, 240		
	4 高 等 学 校 費	98, 377, 039	6, 972	98, 384, 011		
	5 特別支援学校費	49, 657, 220	46, 599	49, 703, 819		
	7 私 立 学 校 費	60, 042, 422	40, 494	60, 082, 916		
11 災 害 復 旧 費		3, 983, 050	144, 900	4, 127, 950		
	1 農林水産施設災害復旧費	30, 000	144, 900	174, 900		
歳出	合 計	2, 228, 738, 261	2, 470, 490	2, 231, 208, 751		

第2表 債務負担行為補正

変 更

士	话	補	補 正		前	補		正		後	
事	項	期	間	限	度	額	期	間	限	度	額
中小企業者制。	度融資貸付事業利4年度融資公		年度から			3, 864, 500		年度から			5, 119, 250
丁冊切(下和	4 中及隰其刀)	令 和 1 9 ³ 	年度まで				令和19年度まで		9,		

第3表 地方債補正

変更

起債の目的		補	正	前		補	正	後	
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
		普通貸借又は証券	10%以内。ただ	政府資金について					
		発行(他の地方公	し、利率見直し	はその融通条件に					
		共団体との共同発	方式で借り入れ	より、銀行その他					
	20, 000	行を含む。)。た	る資金につい	の場合はその債権					
		だし、発行価格が	て、利率の見直	者と協定した融通		(
農林施設災害復旧事業		額面金額を下回る	しを行った後に	条件による。ただ	22,000		 補正前に同じ。 		
展		ときは、その発行	おいては、当該	し、県財政の都合	22,000			。 <i>)</i> 	
		価格差減額をうめ	うめ 見直し後の利率 により据置期間を						
		るため必要な金額	とする。	短縮し、若しくは					
		を限度額に加算し		繰上償還又は低利					
		た金額とすること		に借り換えること					
		ができる。		ができる。					

令和4年度埼玉県一般会計補正予算(第3号)

令和4年度埼玉県一般会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ874,508千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,232,083,259千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。 (債務負担行為の補正)
- 第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

第1表 歲入歲出予算補正

歳 入 (単位 千円)

款					項			補正前の額	補	正	額	計
12 繰	入	金						106, 029, 224			874, 508	106, 903, 732
			2 基	金	繰	入	金	105, 179, 925			874, 508	106, 054, 433
	歳	入	合		計			2, 231, 208, 751			874, 508	2, 232, 083, 259

歳 出 (単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計		
6 農 林 水 産 業 費		22, 760, 082	874, 508	23, 634, 590		
	1 農 業 費	7, 894, 567	874, 508	8, 769, 075		
歳 出	合計	2, 231, 208, 751	874, 508	2, 232, 083, 259		

第2表 債務負担行為補正

変 更

	175	補		正	前		補		正		後
事	項	期	間	限	度	額	期	間	限	度	額
農業近代化資金 和 4 年度融資金	金等利子補助(令 分)	令和 5 年 令和 2 5 年				88, 065	令和 5 ⁴				257, 276
農業災害復旧; (令和4年度)	経営資金利子補助 融資分)	令和 5 年				877	令和 5 ⁴				8, 137